

特定非営利活動法人もちもちの木

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」にもとづく当法人の取組(令和7年度)

区 分	内 容	法人独自の取組
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	法人テキストに明記、入職時および毎年4月に読み合わせ研修
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	中途採用を基本として採用活動を実施 70歳定年制
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	「地域コミュニティ支援事業」参照
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	キャリア段位制度にもとづく介護技術評価を毎年実施、特定処遇改善金配分や昇給時の参考とする
	エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入	介護技術指導者、および産業カウンセラー有資格者が担当
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	個人目標面談、総務面談を実施
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	週休3日以上を常勤とし、常勤A(週40時間)・常勤B(週32時間)を導入 非常勤職員はオーダーメイドで本人の希望に沿った勤務時間設定
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	(一社)日本産業カウンセラー協会・カウンセリングルーム利用契約
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	外部の専門家を招き、腰痛を防ぐ介護技術研修を毎年実施
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	ストレスチェックおよび身体の痛みチェック(こころとからだのバランスチェック)毎年実施 非常勤職員の健診費用補助制度
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	事故防止・対応マニュアル
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	タブレット端末で介護記録ソフト入力 各居室にセンサー設置
	高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化	高齢職員の定期面談実施
	5S 活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清	各事業所で5S 活動を年2回実施

	掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	職場内ミーティングおよびケアカンファレンスを毎朝・毎月開催 生産性向上委員会・衛生委員会を毎月開催
	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	地域団体に活動の場やノウハウを提供（庚午ののうち・コミュニティハウスえんた） 小学生の職場見学受け入れ
	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	キャリアパス研修（毎月実施）、法人全体会議（年2回開催）
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	グループウェアの活用 法人全体会議、通常総会

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

令和元年(2019)年 10 月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当法人におきましても当該加算を算定するにあたり、下記要件を満たしていることをお知らせいたします。

- 1、処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを取得していること。
- 2、処遇改善加算の職場環境要件に関し、区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組を行っていること。
- 3、処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

「1、処遇改善加算」については、各事業所のご利用料金表に記載しております。

「3、「見える化」要件」とは、当該加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービス情報公表制度や自社のホームページを活用して公表することです。この要件に基づいた当法人の取組は次のとおりです。

介護サービス情報公表システム「デイサービス土橋ののうち」

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/34/index.php?action_kouhyou_detail_033_kani=true&JigyosyoCd=3470202999-00&ServiceCd=780&Type=search

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」にもとづく当法人の取組